

秦野市伊勢原市環境衛生組合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて

秦野市伊勢原市環境衛生組合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 2 月 1 9 日提出

秦野市伊勢原市環境衛生組合
組合長 高 橋 昌 和

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、関係条例の一部を改正し、併せて字句の整理を行うものであります。

秦野市伊勢原市環境衛生組合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開条例の一部改正)

第1条 秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開条例(平成27年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第4項ただし書中「第1項」を「同項」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「すべて」を「全て」に改める。

第28条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(秦野市伊勢原市環境衛生組合行政不服審査法施行条例及び秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 秦野市伊勢原市環境衛生組合行政不服審査法施行条例(平成28年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第1号)第18条
- (2) 秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第3号)附則第6項及び第7項(秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例(昭和51年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条の3第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第4項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、

その罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、その刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第３条の規定による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例第１７条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第8号 秦野市伊勢原市環境衛生組合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開条例の一部改正</p>	
<p>(公開請求に対する決定等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由のため第1項に規定する期間内に諾否決定をすることができないときは、同項に規定する期間を公開請求があった日の翌日から起算して60日以内に限り、延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対してその延長の期限及び理由を付した文書により直ちに通知しなければならない。ただし、実施機関は、その公開請求に係る行政情報が一つの情報であっても、合理的にその情報を分割することにより同項に規定する期間内に諾否決定をすることが可能となる部分があるときは、その部分について、同項に規定する期間内に諾否決定をするように努めなければならない。</p> <p>5 実施機関は、公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にその</p>	<p>(公開請求に対する決定等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由のため第1項に規定する期間内に諾否決定をすることができないときは、同項に規定する期間を公開請求があった日の翌日から起算して60日以内に限り、延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対してその延長の期限及び理由を付した文書により直ちに通知しなければならない。ただし、実施機関は、その公開請求に係る行政情報が一つの情報であっても、合理的にその情報を分割することにより第1項に規定する期間内に諾否決定をすることが可能となる部分があるときは、その部分について、同項に規定する期間内に諾否決定をするように努めなければならない。</p> <p>5 実施機関は、公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にその</p>

全てについて諾否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、公開請求に係る行政情報のうちの一定の部分についてその期間内に諾否決定をし、残りの部分の行政情報については相当の期間内に諾否決定をするものとする。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(罰則)

第28条 第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

すべてについて諾否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、公開請求に係る行政情報のうちの一定の部分についてその期間内に諾否決定をし、残りの部分の行政情報については相当の期間内に諾否決定をするものとする。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(罰則)

第28条 第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合行政不服審査法施行条例の一部改正

(罰則)

第18条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第18条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正

附 則

6 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由なく、施行日前に

附 則

6 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由なく、施行日前に

旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機により検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

7 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前に旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機により検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

7 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前に旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、それぞれの各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1か月以内又は基準日からその基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、それぞれの各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1か月以内又は基準日からその基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を

除く。)で、その離職した日からその支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(その処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員でその支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、その期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日からその支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(その起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2・3 (略)

- 4 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかにその一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係

除く。)で、その離職した日からその支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(その処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員でその支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、その期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日からその支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(その起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2・3 (略)

- 4 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかにその一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係

る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者がその一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2)・(3) (略)
- 5－7 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、その罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑

る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者がその一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2)・(3) (略)
- 5－7 (略)

法」という。)第12条に規定する懲役(有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、その刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の

規定による改正後の秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例第17条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

秦野市伊勢原市環境衛生組合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて

1 概 要

令和 4 年 6 月 1 7 日公布の「刑法等の一部を改正する法律」により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて、新たに「拘禁刑」が創設されることとなりました。

この法改正に伴い、本組合の条例中で規定している「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正するものです。

現 行	懲役	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳的に非難される犯罪に対する刑 ・ 刑務作業を課す。
	禁錮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過失犯に対する刑 ・ 作業義務がない。
改正後	拘禁刑	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会生活に適応するために必要な知識や生活態度の習得等、「社会復帰」を重視 ・ 改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

2 改正する条例（4 条例）

(1) 「懲役」から「拘禁刑」への改正（罰則）

ア 秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開条例

イ 秦野市伊勢原市環境衛生組合行政不服審査法施行条例

ウ 秦野市伊勢原市環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例

(2) 「禁錮」から「拘禁刑」への改正（欠格条項）

秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の給与に関する条例

3 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日